

「法人税 国際税務」

CONTENTS

テーマ1	国際税務の概要	2
	■国際税務とはどのようなものか	
テーマ2	移転価格税制	8
	■国外関連者に低額譲渡等をした場合に適用される	
テーマ3	過少資本税制	26
	■過少資本の場合に支払利子のうち一定額が損金不算入となる	
テーマ4	過大支払利子税制	38
	■対象となる支払利子のうち一定額が損金不算入となる	
テーマ5	タックス・ヘイブン税制	54
	■外国関係会社の所得を親会社で合算課税する	
テーマ6	外国税額控除	84
	■2重課税の排除のために外国税額を法人税額から控除する	
テーマ7	外国子会社配当益金不算入	108
	■外国子会社からの受取配当金の95%が益金不算入となる	

■本講義・教材の内容及び関係法令書類につきましては、令和4年4月1日現在に公表されている法令等に基づき作成しております。

「法人税 国際税務」

テーマ1	国際税務の概要	2
テーマ2	移転価格税制	8
テーマ3	過少資本税制	26
テーマ4	過大支払利子税制	38
テーマ5	タックス・ハイブン税制	54
テーマ6	外国税額控除	84
テーマ7	外国子会社配当益金不算入	108

1

国際税務の概要

国際税務とはどのようなものか

Theme

■1 国際税務とは

企業活動のグローバル化の進展により、企業の活動が国際的に行われるようになってきています。それに伴って、企業の獲得する所得に関して、各国による課税権の問題が生じてきています。つまり、どの国が税金を課することができるのか、ということが問題となっています。

国境を越えて活動をする多国籍企業では、ひとつの所得に対して複数の国が重複して課税を行う可能性が生じてきます。つまり二重課税の問題です。一方で、法人税の負担がない国に子会社を設立して所得を留保し、親会社でも課税が生じない場合には課税の空白が生じることも考えられます。

このような多国籍企業に対応するには、1国だけでの対応では不可能であり、各国が協調して対応していく必要があります。近年、こういった点がG20とOECD加盟国によるBEPSプロジェクトで議論がなされ、報告書が作成されています。

これに対応して、我が国においても国際課税の整備が行われてきています。国境を越えて経済活動をする企業が増加する中、国際税務はその重要性が高まっているといえます。

国際税務とは、国境を越える経済活動に対する課税のことをいい、(1)国家間の課税権の適正配分、(2)国際的な二重課税の排除、を目的とした具体的な取扱いが置かれています。



■2 国際税務に係る税制

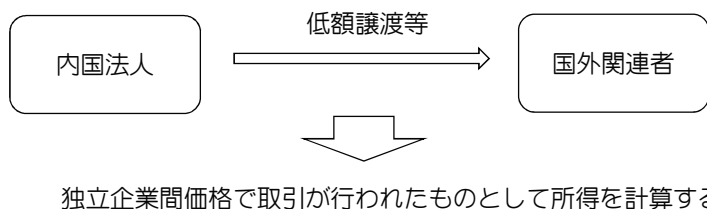
国境を越えて活動を行う企業に対応した我が国の税制としては、下記のような制度があります。

- (1) 移転価格税制（措置法66の4）
- (2) 過少資本税制（措置法66の5）
- (3) 過大支払利子税制（措置法66の5の2）
- (4) タックス・ヘイブン税制（措置法66の6）
- (5) 外国税額控除（法人税法69）
- (6) 外国子会社配当益金不算入（法人税法23の2）

（国家間の課税権の適正配分に関する税制）

(1) 移転価格税制（措置法66の4）

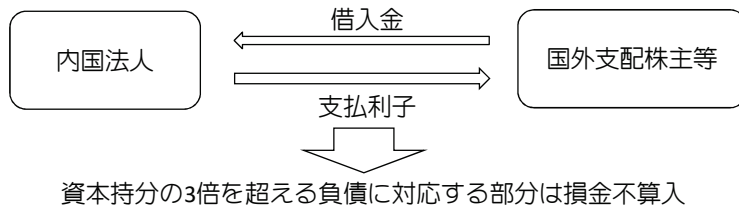
海外の親会社や子会社（国外関連者）との間での取引をする場合に、その取引価格を操作することによって所得を海外に移転することが可能です。そこで、国外関連者との間で低額譲渡や高価買入が行われた場合には、適正な取引価格（独立企業間価格）で取引をしたものとみなして所得を計算することとされています。この税制を「移転価格税制」といいます。



第1章 国際税務の概要

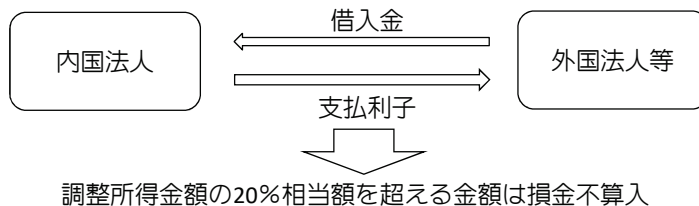
(2) 過少資本税制（措置法66の5）

内国法人が国外支配株主等に負債利子を支払う場合において、その支払利子のうち、その負債が資本持分の3倍を超える部分に対応する金額は損金の額に算入しないとする制度です。外国親会社からの必要資金を出資ではなく負債とすることで支払利子を損金算入して所得を減少することができるためです。



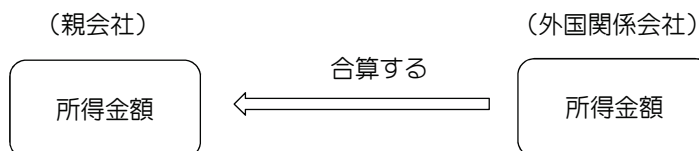
(3) 過大支払利子税制（措置法66の5の2）

対象純支払利子が調整所得金額の20%相当額を超える部分の金額は損金の額に算入しないとする制度です。支払利子を利用した課税所得の海外への流出に関して、移転価格税制や過少資本税制で対応できない部分を補完するために導入されているものです。



(4) タックス・ヘイブン税制（措置法66の6）

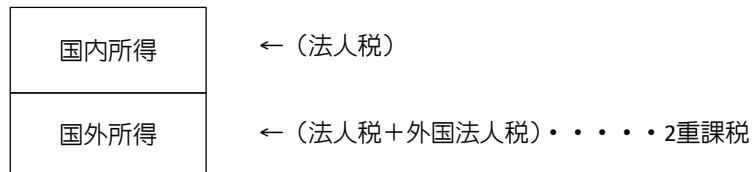
法人税負担がない国や地域にあるいわゆるペーパーカンパニーなどの外国子会社に所得を留保するなど、外国子会社を利用した租税回避を抑制するために設けられているもので、外国子会社の所得を親会社の所得として合算課税するという制度です。



(国際的な二重課税の排除に関する税制)

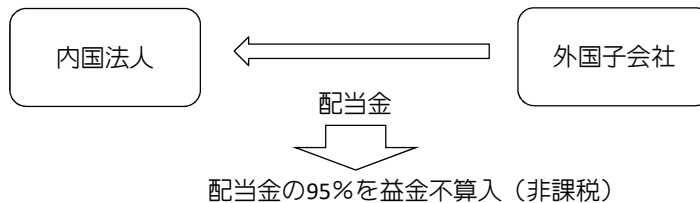
(5) 外国税額控除（法人税法69）

内国法人に対する日本の法人税は、国内所得のみならず国外所得に対しても課されます。この場合、国外所得については外国法人税と日本の法人税が2重に課されることになってしまうため、二重課税を排除するための制度として外国税額控除制度があります。外国法人税を法人税額から控除するとともに、所得計算上は損金不算入としていきます。



(6) 外国子会社配当益金不算入（法人税法23の2）

外国子会社から受ける配当金については、その95%を益金不算入とする制度です。外国子会社が獲得した利益を国内親会社に配当によって還元する場合に、日本で法人課税が生じるという税制上の障害を取り除いています。



第1章 国際税務の概要

■3 適用関係の把握

国際関係の税制においては、下記のような各税制で定義されている会社が重要になってきます。これらの会社の定義をしっかり把握しておき、グループ会社のどの会社がこれらの定義に当てはまるのか、そしてどの税制が適用になるのかについて、把握しておくことが望めます。

- ・移転価格税制……………国外関連者
- ・過少資本税制……………国外支配株主等
- ・過大支払利子税制……………外国法人等
- ・タックス・ヘイブン税制……………外国関係会社
- ・外国子会社配当益金不算入…外国子会社

大まかな区分としては、海外に子会社がある場合に適用される税制と海外に親会社がある場合に適用される税制があります。移転価格税制のようにいずれにも適用がある場合もあります。

企業グループの状況によって適用になる税制は異なってきますが、どのような税制が適用になるのかを事前に確認し、予期せぬ課税などが発生しないように注意する必要があります。

